

沿岸広域振興局長告示第22号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成29年3月10日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

- 1 路線名 桜峠平田線
- 2 供用開始の区間
  - (1) 釜石市大字平田第6地割95番5地先から87番6地先まで
  - (2) 釜石市大字平田第6地割95番23地先内
  - (3) 釜石市大字平田第6地割95番23地先から95番5地先まで
  - (4) 釜石市大字平田第6地割95番37地先から95番13地先まで
  - (5) 釜石市大字平田第6地割95番35地先内
  - (6) 釜石市大字平田第6地割95番18地先から95番33地先まで
- 3 供用開始の期日 平成29年3月10日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部
  - (2) 期間 平成29年3月10日から同年4月10日まで